⑷　入札説明書の交付方法　本公告の日から、令和７年12月２日までに、調達ポータル「分類／物品・役務」から入手すること。
　調達ポータル
　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101
　なお、３⑶の交付場所による交付又は郵送等（着払い）による交付を希望する合は、交付期間内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に３⑶に記載の場所へ事前に申し込みをすること。
⑸　入札説明（現場説明）会の日時及び場所
　入札説明（現場説明）会に参加を希望する者は日時について、令和７年10月10日までに３⑶に問い合わせること。なお、場所は下記のとおりとする。
　〒734―0011 広島市南区宇品海岸３―10―28　中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所会議室　電話082―254―6411
⑹　証明書等提出期間、場所及び方法　電子調達システムにより提出する場合は、令和７年９月29日から令和７年10月29日まで（休日を含まない）の毎日、９時30分から16時00分までに行うこと。
　また、発注者の承諾を得て持参する場合は、令和７年９月29日から令和７年10月29日まで（休日を含まない）の毎日、９時30分から16時00分までに３⑶に記載の場所へ提出するものとする。郵送（書留郵便に限る）の場合は、令和７年９月29日から令和７年10月29日16時00分までに、３⑶に記載の場所へ必着のこと。
　なお、電子メール（押印を省略する場合に限る）により提出する場合は、令和７年10月29日16時00分までに、上記３⑶に記載の電子メール宛先へ送信のこと。
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、２⑶に示した要件を満たしていることを証明するため、次のイ）～ハ）の証明書等を提出しなければならない。
イ）船舶修理等実績調書
ロ）船舶修理施設調書
ハ）造船所調書
　また、証明書等の内容を証明するものとして、各調書に定められた添付書類を添付すること。入札の参加希望者は開札日の前日までにおいて、支出負担行為担当官から証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は、「中国地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得」、「中国地方整備局（港湾空港関係）電子調達システム運用基準（物品役務等）」及び入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YOSHIDA Toshiharu Vice Director General, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 77
⑶　Nature and quantity of the services to be required : repair of portservice-boat “Matsukaze” 1 set
⑷　Fulfillment period : 2 March 2026
⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers el-igible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Bud-get, Auditing and Accounting.
②　have Grade C or B of “offer of services (Ship mechanic)” in the Chugoku district, in terms of the qualifications for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025／2026／2027
③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Procurement system https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
⑻　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　29 October 2025
⑼　Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system : 13 : 30　2 December 2025 (tenders brought with 13 : 30 2 December 2025 or submitted by mail 13 : 30　2 December 2025)
⑽　Contact point for the notice : KOUTOU Makoto, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism　14―15　Higashihakushima-cho, Nakaku Hiroshima-city, 730―0004, Japan TEL 082―511―3903
E-Mail : pa.cgr-choutatsu@mlit.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年９月29日
分任支出負担行為担当官
　陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長
　　清水　和彦

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　３
⑵　購入等件名及び数量
　凍結乾燥梅肉粒（300錠）　100個
　凍結乾燥梅肉粒（3000錠）　100個
⑶　調達件名の特質等　仕様書による。
⑷　納入時期　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　上記１⑵は、総額で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者のうち次の等級に格付けされている者であること。
　「物品の販売」のA、B、C又はD等級
⑷　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官のいずれか該当する者又は陸上幕僚長から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑹　防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格等による場合は除く。）